

特定小売供給約款の変更認可申請に関する消費者委員会意見の決定について  
(報告)

令和5年5月18日  
消費者委員会事務局

消費者委員会運営規程（平成21年9月1日消費者委員会決定）第2条第2項の規定に基づき消費者委員会本会議（第401回）を持ち回り開催し、「特定小売供給約款の変更認可申請に関する消費者委員会意見」を決定したことから、同条第3項の規定に基づき報告いたします。

1. 消費者委員会本会議（第401回）の開催について  
日時：令和5年5月12日（金）（持ち回り開催）  
議題：公共料金の改定について  
（特定小売供給約款の変更認可申請に関する消費者委員会意見案）
2. 議決対象  
特定小売供給約款の変更認可申請に関する消費者委員会意見（案）
3. 結果  
書面により委員の賛否を問い、委員全10名が賛成。
4. 決定事項  
特定小売供給約款の変更認可申請に関する消費者委員会意見

【参考】消費者委員会運営規程（平成21年9月1日消費者委員会決定）（抄）  
（会議）

第二条（略）

2 委員長は、会議を開くことが困難なやむを得ない事情があり、かつ、緊急に委員会の議決を行う必要があると認めるときは、書面により各委員の意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって議決とすることができる。

3 前項の規定により議決を行った場合は、委員長は次の会議においてその旨を報告するものとする。

4 第2項に規定する議決の方法は、合議制の機関において調査審議することの意義が、委員が一堂に会して議論することにより多様な意見を反映させて意見をまとめることが可能となる点にあることに留意して、慎重に運用しなければならない。

5（略）